

建築物の著作権と商標権

長野県知財総合支援窓口 久保 順一

1. はじめに

建築物の図や写真の使用・掲載に許諾を求められたり、名称を商品やサービス名の一部にも利用することができない場合があります。

本稿では、建築物に係る権利として、著作権と商標権について身近な例を交えて考察します。



2. 建築物の著作権

(1) 建築物とは

「土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの」であって、これに付属する門や塀、観覧のための工作物等も該当します（建築基準法第2条）。これにより、ビルや家屋だけでなく、美術・博物館、神社、寺院、展望塔（タワー）、スポーツスタジアム等も該当します。

(2) 著作権とは、思想又は感情を創作的に表現することで、文芸・学術・美術・音楽の範囲に属します。主な権利内容を以下に記します（第1図）。

第1図 著作権の内容

項目	内容
権利期間	著作者の死後70年、著作者不明の場合や映画は、公表後70年
対象	① 論文、小説等、音楽、美術、 <u>建築</u> 、写真、コンピュータプログラム ② ①を元に創作した二次的著作物 ③ 事典・新聞・雑誌等の編集著作物
著作権 (①と②(著作者人格権)を合わせた権利)	① 複製権、上演・演奏権、上映権、公衆送信・伝達権、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳・翻案権、二次的著作物の利用権 ② 公表権、氏名表示権、同一性保持権

(3) 建築物の著作権の範囲

通常広く建築されている住宅やビルなどは前記の定義から著作物には該当しませんが、創造的・美術的な建築物（建築芸術）には著作権が発生します。

しかし、著作権に該当する場合であっても、屋外にある場合には、それらの形状を複製して建設する場合を除き、自由に利用できます（著作権法第46条）。従って、写真等を撮影して利用することは、自由利用の範囲内であって問題ないと解されます。

さらに、著作権は公表後または著作者の死後70年で保護期間が満了する権利です。このため、1953年（昭和28以降）の建築物は著作権の対象になるものの、古くからある多くの神社仏閣には著作権が存在しないことになります。

(4) 写真撮影等が禁止される場合

前項のような著作権法による期限付きの規制以外に、土地や建築物の所有者として、「所有権」に基づく施設管理権による規制があります。所有者は自由にその所有物の使用・収益及び処分をする権利を有し、施設管理権によって敷地内に立ち入った写真撮影を禁止できません（民法206、207条）。但し、公道からの撮影であれば民法・著作権による規制は不可であり、法律上は自由に行えます。

また、施設管理権によって禁止されている敷地内からの撮影であっても、施設管理者が看板などを立ててルールを明示していなければ権利は生じません（そのような判決例があります）。

実際に写真撮影が規制されている身近な例を以下に紹介します。

① 諏訪大社

「写真映像許可申請書」、「掲載申請書」、「撮影取材申請書」等により、事前に許可を得る必要があります。また、祭中は、（撮影許可があっても）ドローンの持ち込み・操縦・撮影等は禁止されています。

そして、使用許可がおりた写真には、「㊞」マークの記載が指示されています。

② 善光寺

以下の帳票による申請が必要です。そして、写真の著作権、被写体の肖像権は善光寺に帰属することになっています。

写真掲載：「写真（借用・使用）許可願」

撮影：「善光寺境内・建物内撮影許可願」

イラスト掲載：「イラスト使用許可及び説明文校正願」

再使用：「善光寺画像再使用許可願」

併せて、写真の掲載ページには、「©善光寺」または「写真提供：善光寺」を記載します。また、写真内で、文字が建物にかぶっていたり、屋根等が切れていたたり、1枚の写真のページをまたがった使用は禁止されています。

(5) 著作権登録状況検索システム（文化庁）の登録状況

具体的な内容は登録原簿での確認が必要ですが、「著作物の題号」による簡易検索では、著名な建築物と思われる登録は確認されていません。

(6) なお、唐招提寺や大宰府天満宮（福岡県）では、インターネットサイトによると、同サイトに掲載されている内容の著作権は原則として唐招提寺や大宰府天満宮に帰属し、文章及び写真・映像その他のデータの転載や複製を禁じています。

3. 建築物の図や写真の商標登録

(1) 可能性

建築物の図や写真を使用して商標登録を行うことは可能であり、実際に多数の登録がされています。但し、商標登録は商品や役務を指定して申請しますので、その範囲内の商品や役務に使用する権利に限定されます。

(2) 使用した図や写真に著作権がある場合

商標登録になっても、使用した図や写真に著作権がある場合の商標の使用は、著作

権者に使用許諾を得る必要があります。

逆に、商標登録と類似の図形や写真を元にして著作物が制作された場合には、新たな著作権発生の有無と、指定商品・役務が含まれた商標的な使用であるか等で権利に含まれるかを検討することになり、侵害の程度や対象の判断が変わってきます。

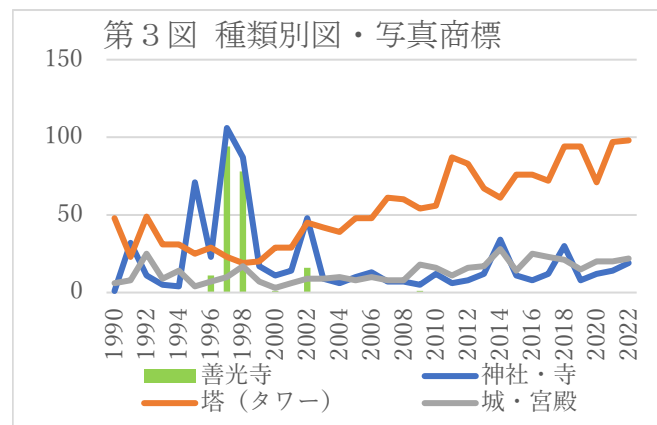
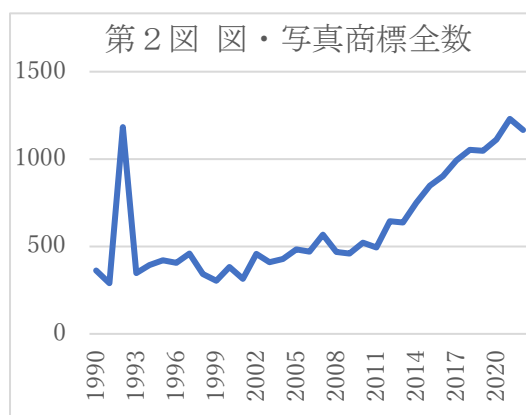
(3) 商標登録状況 (第2, 3図)

建築物について、図や写真を使用した商標出願件数の推移を第2, 3図に示します。

第2図は、図や写真を使用した建築物全体の商標出願状況を表します。傾向として、2012年から大幅に増加しています。一方、1992年に極端に突出している理由は、①1992年からサービスマーク登録制度が開始されたこと、②ユネスコが、世界的に重要な図画や写真等の登録を促進する「世界の記憶」事業を開始したこと等が要因として考えられます。

第3図は、神社・寺、塔（タワー）、城・宮殿に関わる出願状況を表します。塔（タワー）は増加し、城・宮殿は数が少なくかつ横這い状態です。

一方、神社・寺は、1990年代から2000年代前半に突出し、その後は減少しています。突出の内訳として、棒グラフで示したように善光寺の出願が多くを占めています。善光寺の一時的な出願増加が突出の大きな原因であると共に、前後の時期に他の神社・寺でも増えています。確認すると、これらはほぼ同一の代理人によって手続きが為されています。

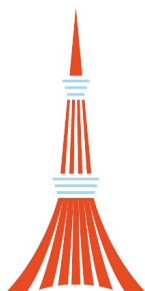


(4) 商標登録事例

以下に、東京タワー、スカイツリー、諏訪大社、善光寺の登録商標の一部を事例として掲載します (第4図)。

第4図 建物の図や写真を使用した登録商標（例）

東京タワー
第 6213186 号



東京スカイツリー
第 5476769 号



善光寺
第 5328291 号



大宰府天満宮
第 4607318 号



ちなみに、建築物の写真からなる権利存続中の商標登録は、善光寺 20 件、大宰府天満宮 19 件、宗教学法人金刀比羅宮（香川県）63 件ですが、東京タワー・東京スカイツリー・諏訪大社・東大寺・法隆寺・清水寺・平安神宮は 0 件です。

（5）商標権等の保護方法（例）

① 諏訪大社

「商標等使用許可申請書」による諏訪大社の使用許可が必要です。

② 善光寺

商品や業務に使用する場合には「ブランド善光寺合同会社」に加盟する必要があります。同法人は、宗教学法人善光寺の許諾を得て商標「善光寺」を自社の商品または業務に使用する企業・団体が社員になり設立された会社です。（現在、40 社以上が加盟しています。）

③ 南禅寺（京都府）

権利に抵触しないように注意を呼び掛けていますが、具体的な手続きは公表されていません。

4. まとめ

著作権と商標権は種類の異なる権利ですが、同一の建築物について両方の権利が発生している可能性があります。このため、独特な建築物に関する画像や名称を使用する場合には、両面からの事前の調査・確認と、許諾が必要になる可能性があります。

また、著作権の保護期間（70 年）が満了しているような古い建築物であっても、所有権により規制が行われている場合があるため、その敷地内で写真撮影等を行い公表する場合には、撮影行為や公表に注意が必要です。

長野県知財総合支援窓口は、知的財産面からこれらの活動の支援とともにトラブルの防止に尽力したいと考えています。知的財産権を切り口として、産業や経済の発展に寄与すべく支援を行いますので、ご活用をお願い致します。

（原稿作成 2023 年 3 月）